

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて（その 2）

「令和元年台風第 15 号又は第 19 号等による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 13）」（令和 2 年 1 月 24 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしく願います。

（「令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）から、下線部分並びに様式 1 を修正又は追加）

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援

を行う予定であること。

3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

4 令和2年4月1日以降は、1に基づく利用料の負担等の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）が介護サービス事業所等の窓口において利用料の負担等の免除を受けるためには、介護サービス事業所等において介護保険の給付を受ける際に、様式1による介護保険利用者負担額免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該介護サービス事業所等に提示することとし、その旨を免除対象被保険者に対して周知すること。

また、免除対象被保険者から利用者負担等の免除申請があった場合には速やかに免除証明書を交付すること（なお、保険者自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。